



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 人事委員会告示

*12 人事異動通知書の様式及び記載事項等に関する規程の一部を改正する規程

○ 訓令

*55 和歌山県文書館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 (文化国際課)

*56 文化国際課に勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令 (")

*57 事務決裁規程の一部を改正する訓令 (行政経営改革室)

*58 地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令 (")

*59 職員等の旅費に関する条例第2条第2項に規定する行政職給料表以外の給料表の適用を受ける者の行政職給料表に相当する職務の級を定める規程の一部を改正する訓令 (人事課)

*60 和歌山県世界遺産センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 (地域振興課)

*61 和歌山県動物愛護センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 (生活衛生課)

*62 和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 (医務課)

*63 和歌山県公営競技事務所に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 (商工観光労働総務課)

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第12号

人事異動通知書の様式及び記載事項等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

人事異動通知書の様式及び記載事項等に関する規程の一部を改正する規程

人事異動通知書の様式及び記載事項等に関する規程 (昭和31年和歌山県人事委員会告示第4号) の一部を次のように改正する。

別紙第53号の次に次の15号を加える。

54 育児短時間勤務を承認する場合

「育児短時間勤務(ケ)を承認する

育児短時間勤務の期間は 年 月 日から 年 月 日までとする」と記入する。(「ケ」の記号は、「週 時間勤務」と記入する。以下同じ。)

55 育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合

「育児短時間勤務の期間を 年 月 日まで延長することを承認する」と記入する。

56 育児短時間勤務の期間が満了した場合

「 年 月 日限りで育児短時間勤務の期間は満了した」と記入する。

57 育児短時間勤務の承認が失効した場合

「育児短時間勤務の承認は失効した」と記入する。

58 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認する場合又は当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認する場合

「育児短時間勤務(ケ)を取り消し、 年 月 日付けて請求のあった育児短時間勤務(ケ)を承認する育児短時間勤務の期間は 年 月 日から 年 月 日までとする」と記入する。

59 育児短時間勤務の承認を取り消す場合(第58号の場合を除く。)

「育児短時間勤務の承認を取り消す」と記入する。

60 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合

「地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務をさせる」と記入する。

61 育児休業法第17条の規定による短時間勤務が終了した場合

「地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務は終了した」と記入する。

62 育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて職員を採用する場合

「地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定によりア(イ)(ケ)に採用する

任期は 年 月 日までとする」と記入する。

63 育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用した職員の任期を更新する場合

「任期を 年 月 日まで更新する」と記入する。

64 任期の満了により育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用した職員が当然退職する場合

「地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定による任期の満了により 年 月 日限り退職」と記入する。

65 自己啓発等休業を承認する場合

「自己啓発等休業を承認する

自己啓発等休業の期間は 年 月 日から 年 月 日までとする」と記入する。

66 自己啓発等休業の期間の延長を承認する場合

「自己啓発等休業の期間を 年 月 日まで延長することを承認する」と記入する。

67 自己啓発等休業の承認の取消しに人事異動通知書を用いる場合

「自己啓発等休業の承認を取り消す

職務に復帰した(年 月 日)」と記入する。

68 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合(第67号の場合を除く。)

「職務に復帰した(年 月 日)」と記入する。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第55号

文化国際課
県立文書館

和歌山県立文書館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立文書館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県立文書館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程(平成5年和歌山県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第5項」を「第3条第6項」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

和歌山県訓令第56号

文化国際課

文化国際課に勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

文化国際課に勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

文化国際課に勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程(平成10年和歌山県訓令第33号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第5項」を「第3条第6項」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

和歌山県訓令第57号

庁中一般

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和62年和歌山県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1部長専決事項の欄8中「地方公務員法の育児休業等に関する法律」を「地方公務員の育児休業等に関する法律」に改め、同欄8(1)中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改め、同欄8(2)中「第9条第3項」を「第19条第3項」に改め、同欄に次のように加える。

16 和歌山県服務規程(昭和63年和歌山県訓令第6号)に関する次のこと。

(1) 任期付短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに勤務時間等の決定(第3条の2第2号)

(2) 特例を必要とする再任用短時間勤務職員及び現業職再任用短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに勤務時間等の決定(第3条の3第3項)

別表第1局長専決事項の欄22(1)中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改め、同欄22(2)中「第9条第3項」を「第19条第3項」に改め、同表課長専決事項の欄22(1)中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改め、同欄22(2)中「第9条第3項」を「第19条第3項」に改める。

別表第2総務部の表人事課の項局長専決事項の欄2中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 育児休業の承認の失効及び取消し(第5条第1項、第2項)

別表第2総務部の表人事課の項局長専決事項の欄2に次のように加える。

(5) 育児短時間勤務の承認(第10条第3項)

(6) 育児短時間勤務の期間の延長の承認(第11条第2項)

(7) 育児短時間勤務の承認の失効及び取消し(第12条)

(8) 育児短時間勤務の例による短時間勤務の決定(第17条)

(9) 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の採用、退職及び任期の更新(第18条第1項、第3項)

別表第2総務部の表人事課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

14 和歌山県服務規程に関する次のこと。

- (1) 育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間、週休日及び勤務時間の割振り並びに勤務時間等の決定(第3条第3項及び第3条の2第1号)
- (2) 任期付短時間勤務職員(育児短時間勤務、修学部分休業、高齢者部分休業、介護休暇及び育児部分休業に伴う短時間勤務職員に限る。)の1週間当たりの勤務時間の決定(第3条第5項)

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

和歌山県訓令第58号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

地方機関事務決裁規程(昭和63年和歌山県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1専決事項の欄8(1)中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改め、同欄8(2)中「第9条第3項」を「第19条第3項」に改める。

別表第2高等技術専門校長の項専決者の欄中「高等技術専門校長」を「産業技術専門学院長」に改め、同項専決事項の欄4(1)中「高等技術専門校」を「産業技術専門学院」に改め、同欄に次のように加える。

8 和歌山県立産業技術専門学院学則(平成5年和歌山県規則第26号)に関する次のこと。

- (1) 授業料の減免又は徴収の猶予(第13条第1項)

9 和歌山県立産業技術専門学院通学費等補助金の交付決定に関すること。

10 理容師養成施設の設置に係る申請、届出等に関すること。

別表第3第1号の表振興局長の項専決事項の欄14(1)中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改め、同欄14(2)中「第9条第3項」を「第19条第3項」に改め、同欄に次のように加える。

20 和歌山県服務規程(昭和63年和歌山県訓令第6号)に関する次のこと。

- (1) 任期付短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに勤務時間等の決定(第3条の2第2号)
- (2) 勤務の特殊性その他の事由により、特例を必要とする再任用短時間勤務職員及び現業職再任用短時間勤務

職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに勤務時間等の決定(第3条の3第3項)

別表第3第1号の表部長の項専決事項の欄13中「並びに所長、海草振興局建設部海南工事事務所長及び西牟婁振興局建設部近畿自動車道紀南高速事務所長」を「並びに海草振興局建設部海南工事事務所及び西牟婁振興局建設部近畿自動車道紀南高速事務所」に改め、同欄14中「並びに所長、海草振興局建設部海南工事事務所長及び西牟婁振興局建設部近畿自動車道紀南高速事務所」を「並びに海草振興局建設部海南工事事務所及び西牟婁振興局建設部近畿自動車道紀南高速事務所」に改め、同欄14(1)中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改め、同欄14(2)中「第9条第3項」を「第19条第3項」に改め、同表建設部ダム管理事務所長の項専決事項の欄6(1)中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改め、同欄6(2)中「第9条第3項」を「第19条第3項」に改める。

別表第3第2号の表海草振興局建設部海南工事事務所長の項専決事項の欄5(1)中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改め、同欄5(2)中「第9条第3項」を「第19条第3項」に改め、同表西牟婁振興局建設部紀南高速事務所長の項専決事項の欄5(1)中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改め、同欄5(2)中「第9条第3項」を「第19条第3項」に改める。

別表第4院長の項専決事項の欄7(1)中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改め、同欄7(2)中「第9条第3項」を「第19条第3項」に改め、同表事務局長の項専決事項の欄5(1)中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改め、同欄5(2)中「第9条第3項」を「第19条第3項」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

和歌山県訓令第59号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

職員等の旅費に関する条例第2条第2項に規定する行政職給料表以外の給料表の適用を受ける者の行政職給料表に相当する職務の級を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

職員等の旅費に関する条例第2条第2項に規定する行政職給料表以外の給料表の適用を受ける者の行政職給料表に相当する職務の級を定める規程の一部を改正する訓令

職員等の旅費に関する条例第2条第2項に規定する行政職給料表以外の給料表の適用を受ける者の行政職給料表に相当する職務の級を定める規程(昭和32年和歌山県訓令第55

6号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表	9級、8級又は7級の職務にある者	6級、5級、4級又は3級の職務にある者	2級以下の職務にある者
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員研究職給料表	5級の職務にある者	4級又は3級の職務にある者	2級以下の職務にある者
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(1)	4級の職務にある者	3級又は2級の職務にある者	1級の職務にある者
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(2)		7級、6級、5級、4級又は3級の職務にある者	2級以下の職務にある者
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(3)		6級、5級、4級又は3級の職務にある者	2級以下の職務にある者
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員現業職給料表		5級、4級又は3級の職務にある者	2級以下の職務にある者

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

和歌山県訓令第60号

企 画 部
和歌山県世界遺産センター

和歌山県世界遺産センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県世界遺産センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県世界遺産センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程(平成19年和歌山県訓令第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第5項」を「第3条第6項」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

和歌山県訓令第61号

動物愛護センター

和歌山県動物愛護センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県動物愛護センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県動物愛護センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程(平成12年和歌山県訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第5項」を「第3条第6項」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

和歌山県訓令第62号

福 祉 保 健 部
和歌山県立こころの医療センター

和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程(平成14年和歌山県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第5項」を「第3条第6項」に、「第3条から第7条まで」を「第3条から第6条まで」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

和歌山県訓令第63号

商 工 観 光 労 働 部
和歌山県公営競技事務所

和歌山県公営競技事務所に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公営競技事務所に勤務する職員の勤務時間

等に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県公営競技事務所に勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成18年和歌山県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第5項」を「第3条第6項」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。